

第4次厚真町総合計画 実施計画シート

事業名	地域林政アドバイザー設置事業	担当課	担当グループ	作成者(職・氏名)
		4 産業経済課	43 林業・森林再生推進グループ	主幹・渡辺 洋平

実施計画年度(期間)
R 5 年度 (R5 ~ R7)

事業評価対象年度
R 4 年度

1 基本事項

事業区分	事業開始年度	平成 30 年度	事業主体	会計区分	予算科目					
	事業終了年度	令和 7 年度			1 町	1 一般	06 02 01	1079 001		
事業の性質	法令に基づく選択的事業				条例等の有無	有				
根拠法令・例規計画等	地域林政アドバイザー活用推進要綱(林野庁)									
総合計画	基本目標	3	みのり豊かなあつま							
	基本施策	10	林業の振興							
	施策項目	102	被災森林の機能回復と適切な森林管理の推進							
	復旧・復興計画	22	なりわい(仕事)の再生・森林および林業の再生							
	総合戦略	22	(まち)自然災害からの安全・安心づくり							
政策展開方針(R2~R6)	大項目	1	強靱でしなやかなまち							
	中項目	9	その他							
	施策項目	1109	治山事業の促進と被災公有林の造林緑化など復旧制度の早期構築							

2 事業概要(Plan)

事業の目的	厚真町の森林・林業に係る施策を推進するにあたり、林務担当職員の人員体制や、専門的な知識などのノウハウが不足する中、森林・林業の知識や経験を有する技術者を雇用し、林務行政の課題解決を図る。
事業の内容(手段・方法等)	<p>町は、森林・林業に関する知識や技術を有し、地域実情に精通した人材へ「地域林政アドバイザー」を委嘱する。アドバイザーは、地域住民等との調整役として活動することや、町職員への助言、技術の伝承などを通じ、町の林務行政に関する下記の活動を実施する。</p> <p>【主な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採届出制度や森林経営計画に関する事務 ・林地台帳の整備 ・森林所有者に対する森林整備実施の意向調査 ・治山事業の実施に係る森林所有者、地域住民との調整 ・林業振興事業及び町有林造林事業に係る現地調査や職員への技術的助言 ・胆振東部地震からの森林再生に関する業務(被害地調査、植樹会の実施など)
対象	森林所有者、地域住民、町職員
成果目標	地域住民や森林所有者による適切な森林整備、維持管理を図る。

3 実施結果(Do)

① 事業費

単位:千円

事業費の推移	H28(前期1)	H29(前期2)	H30(前期3)	R1(前期4)	R2(前期5)	R3(後期1)	R4(後期2)	R5(後期3)	R6(後期4)	R7(後期5)
	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画	決算・決算見込み・予算・計画
事業費	0	0	3,564	3,396	3,454	4,747	4,288	4,329		
特定財源	国支出金									
	道支出金									
	町債									
	その他									
一般財源	0	0	3,564	3,396	3,454	4,747	4,288	4,329		
人件費(※4,000*時間数)			759	759	759	759	759	759		
積算根拠						給与 221,600円×12月 =2,659,200円 職員手当 221,600円×2.4月 =531,840円 共済組合負担金 654,672円 地方公務員災害補償金 3,416円 退職手当組合負担金 36,564円×12月 =438,768円		給与 224,200円×12月 =2,690,400円 職員手当 224,200円×2.4月 =538,080円 共済組合負担金 655,044円 地方公務員災害補償金 3,376円 退職手当組合負担金 36,564円×12月 =438,768円		
主な年次計画(取組)										
ヒアリング指示事項 ※企画調整G記入欄										

② 実績・成果

指標名称(前期)		H28(前期1)		H29(前期2)		H30(前期3)		R1(前期4)		R2(前期5)		R3(後期1)		R4(後期2)		R5(後期3)		R6(後期4)		R7(後期5)	
		数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位
主な活動指標	目標	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件
	実績	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件	—	件
	達成度	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%
※数値化できない活動内容や指標の変更等について記載する 適切な森林管理、維持管理に関する業務を職員と一体となり実施		① 伐採届出や森林土地所有者変更届出による森林の伐採方法や所有者情報の把握 ② 町有林の現地測量、立木調査 ③ 地域住民、森林所有者への森林、林業に関する制度説明及び現地調査周知などの調整 ④ 地震による被災森林所有者の意向調査																			
主な成果指標	目標	—	件	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha
	実績	—	件	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—	ha
	達成度	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—	%
※数値化できない成果や指標の変更等について記載する 適切な森林管理業務につながる業務		① 森林所有者への指導助言による違法伐採等の防止 ② 林地台帳の最適化 ③ 適切な整備による町有林環境の改善と保水機能等の機能向上 ④ 森林整備事業及び治山事業の推進 ⑤ 森林再生のための森林整備の促進																			

4 事業の評価 (Check)

評価項目	評価の視点	評価結果	説明
妥当性	実施主体・目的・対象・手段等は公平かつ妥当か？	A	市町村の森林・林業行政を支援する体制を構築する目的で措置された国の地域林政アドバイザー制度に基づき、アドバイザーとしての要件に合致した人材を採用しており、妥当である。
有効性	期待された成果が得られたか？	A	市町村の森林・林業に関する業務量が増大している中、過去の業務経験・技術を活かしながら、地域住民との調整役や森林資源の的確な把握などの業務執行に貢献しており、期待された成果が得られている。
効率性	コスト面からみた費用対効果は適正か？	A	アドバイザーの設置に係る費用については、国において特別交付税措置が講じられており、適正である。

※評価結果は、A：妥当である B：概ね妥当である C：あまり妥当でない D：妥当でない で評価する

5 今後の方向性・課題・改善提案等 (Action)

予算	継続(現状維持)	サービス	継続(現状維持)	方向性	現状維持
理由	地域の実態に応じた適切な森林整備、町有林管理を推進するうえで、アドバイザーの知識やこれまでの経験、技術は貴重であり、地域住民との調整役となり得る人材の確保は重要である。森林再生の取り組みも道半ばであり、引き続き円滑な林務行政を進めるうえで必要なことから、現状維持とした。				
課題および改善提案	アドバイザーの継続的な活用に向け、地域の実情に精通する人材を確保していくことが必要である。				

※予算・サービスは「継続(拡大・現状維持・縮小)」および「終了」から、方向性は「拡大」「現状維持」「縮小」「終了」から選択する。

6 内部評価 (本欄は、内部評価委員会で使用するため事業担当課は入力しないでください。)

予算	継続(現状維持)	サービス	継続(現状維持)	方向性	現状維持	意見
被災森林の機能回復と適切な森林管理の推進に資することから、現状維持による事業継続が妥当である。課題および改善提案にある事項は、本事業の継続性に大きく影響することから、引き続き人材確保に向けた検討・取組を継続することが望ましい。						

7 外部評価 (本欄は、外部評価委員会で使用するため事業担当課は入力しないでください。)

評価実施年月日	R 5 年 11 月 20 日	予算	継続(現状維持)	サービス	継続(現状維持)	方向性	現状維持
付帯意見(全体意見)	○被災森林の機能回復と適切な森林管理の推進に資する事業である。						
その他意見(個別意見)	○地域林政アドバイザー本人が生活に困らないよう、引き続き、十分な水準の給与が支払われることが望ましい。						

8 外部評価に対する町の考え方

回答年月日	R 6 年 2 月 29 日
○地域林政アドバイザーは、被災森林の復旧事業や町有林管理事業を推進するにあたり、現地調査や地域住民との調整役を担うなど本町の森林・林業行政に果たす役割は大きい。そのため、引き続き、本事業の妥当性や効率性に配慮しながら、適任者の雇用を進めてまいります。	
○地域林政アドバイザーの給与は「厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき支給しているところですが、アドバイザーが担う業務内容及び職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等を十分に勘案し、適正な給与水準となるよう検討してまいります。	